申込書 1 を使用

八柱霊園（一般埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内又は松戸市に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：201,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YH01 組	25	5.50 ～ 5.90	1,105,500 ～ 1,185,900	4,200
YH02 組	40	4.30 ～ 4.95	864,300 ～ 994,950	3,500
YH03 組	69	3.05 ～ 4.00	613,050 ～ 804,000	2,800
YH04 組	72	2.05 ～ 2.90	412,050 ～ 582,900	2,100
YH05 組	109	1.75 ～ 2.00	351,750 ～ 402,000	1,400

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行きの比率が **1 対 2.5** を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。

※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

memo

申込書①を使用

八柱霊園（芝生埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内又は松戸市に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：211,000 円　管理料㎡単価：940 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YS01 組	30	4.00	844,000	3,760

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。使用場所の選択はできません。
※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
※カロート（納骨室）は交換されますが、拝石・台石はありません。カロートは、直径 21cm（7 寸）の骨壷が６個収納できる広さがあります。
※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

memo